

射水市大島中央公園遊ば～館木製遊具納入仕様書

1 意義

本仕様書は、射水市大島中央公園遊ば～館木製遊具納入（以下、「本事業」という。）に係るプロポーザルの企画提案者に求める提案の条件を示すものである。

企画提案者は、本仕様書に明記されている事項を満たした上で本事業に関する提案を行うことができる。また、本事業の受注者は、契約期間にわたり本仕様書を遵守しなければならない。

2 事業内容

- (1) 木製遊具等の実施設計（現地計測、詳細図面の作成、構造計算等）
- (2) 木製遊具等の製作及び納入設置
- (3) 遊具等設置に伴う安全施設設置（安全マット、注意看板等）
- (4) 上記の遊具等の設置に伴う附帯事業（必要に応じ、既施設移設等）

※運搬費、処分費、諸経費を含む。

※上限額の範囲内で追加して実現可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

（遊具設置及びそれに付随するもの）

3 要求水準

(1) 必須事項

- ① 1基以上の木製遊具（おおむね3～6歳を対象）の納入設置
（参考平面図の赤枠内）
- ② 1基以上の木製遊具又は玩具（おおむね0～3歳、3～6歳を対象）の納入設置
（参考平面図の青枠内）
- ③ 遊具等設置に伴う安全施設（安全マット等）の設置
- ④ 設置した遊具等を踏まえたイベントの提案

(2) 提案可能事項

- ① (1) ①、②以外の木製遊具又は木製玩具の納入設置
- ② 遊具設置等に伴う既存施設の移設等（参考平面図の緑枠内）
- ③ その他、遊具を利用するために必要となる施設の設置等

(3) 基本指針・基本条件

- ① 本事業は森林環境譲与税を活用し、木材利用の促進による森林の整備の促進に関する施策として実施しており、本事業で製作した木製遊具及び玩具には「森林環境譲与税により製作」したことを明示すること。
- ② 上記①を踏まえ、木の温もりにふれあい、森林への親しみや関心を持つことにつながるものとする。
- ③ 遊具及び玩具の木材は、県産材を用いること。
- ④ 各遊具の分かりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
- ⑤ 周辺の施設や景観と調和のとれたデザインとすること。
- ⑥ 劣化の低減や長寿命化に配慮し、耐久性・耐食性に優れた材質を用い、ランニングコストの軽減を図ること。
- ⑦ 維持管理（日常の清掃、部品の交換・修繕、更新等）が容易な材質・構造とし、交換部品等の調達が迅速かつ容易なものとする。
- ⑧ 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」に基づき、

- 「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」を満たすこと。
- ⑨玩具は、消費生活用製品安全法の技術・安全基準を満たすこと。
 - ⑩富山県安全なまちづくり条例に基づく「防犯上の指針」に配慮した遊具等の配置とすること。
 - ⑪予期せぬ遊びに対する安全検討がされ、誰もが安全に利用できるよう配慮した遊具及び配置とすること。
 - ⑫独自性、独創性のある提案であること。

(4) 施工条件

- ①設計にあたっては、「設計業務等共通仕様書（富山県土木部）」に準じて設計すること。
- ②参考平面図の青枠部の遊具等は容易に移動できるものとする。
- ③遊具等運搬設置時は車両の通行を含め、注意喚起の看板の設置等十分な安全対策を講じること。
- ④公園施設等を破損した場合は、本市に報告し、補修等の方法を協議し、補修等を行うこと。
- ⑤納入設置上支障となる物件があった場合、本市と措置方法（移設等）を協議し、必要な措置を講じること。
- ⑥遊具等の製作工場における品質検査等の結果及び竣工時の社内検査（出来形確認等）結果を提出するとともに、状況写真を提出すること。
- ⑦竣工図は、紙ベースで1部提出し、電子データでもCD-Rで提出すること。

4 保証・点検

- (1) 遊具は、受注者において「公園施設団体賠償責任保険」又は、これと同等以上の保証を満たす保険に加入すること。
- (2) 製品保証をすること。保証期間については、供用開始後1年以上とすること。
- (3) 受注者は供用開始後1年間の遊具の定期点検を実施すること。点検内容は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）」及び「遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）」を準拠し、点検結果を本市へ報告すること。

5 本事業の留意事項

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 本事業の遂行上、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本事業の全部又は主要な部分（木製遊具製作）を一括して第三者に再委託してはならない。
- (4) 本書に定めのない事項や設計及び事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と協議を行うこと。
- (5) 設計や事業を進めるにあたり、提案内容の一部変更を求める場合がある。

6 市提供資料

- (1) 位置図
 - (2) 参考平面図
 - (3) 遊ば〜館（大島コミュニティ体育館）改修時の図面
- ※上記資料は参考とし、現況については計測等で確認すること。